

東京第一会計ニュース

2016(平成28)年7月1日発行

No. 104
CONTENTS

末広会総会開催のご案内

顧問先紹介【株式会社 古澤工務店】

平成28年度税制改正

クローズアップ～建設業界の社会保険未加入問題～

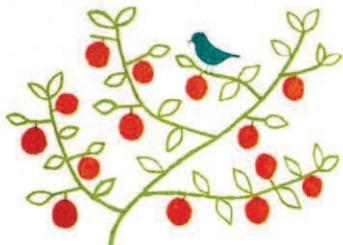
いしづえ



末広会

雑学セミナーのご案内

セミナー内容 「老いる～認知症と成年後見制度、財産保全と相続～」



日 時 平成 28 年 7 月 12 日 (火曜日)
 場 所 中野サンプラザ 11 階 アネモルーム
 会 費 セミナー参加費 2,000 円
 セミナー及び懇親会参加費 5,000 円
 講 師 税理士法人 東京第一会計 代表税理士 塩畠 契之
 受付開始 14:30 ~

今回の雑学セミナーのテーマは『老い』です。人は誰でも老いていくものです。老いていく自分や家族に対する不安は皆様お持ちだと思います。健康なうちに何を準備しておけばよいのか、認知症になってしまったらどうすればよいのか。それらの不安に備える為にもこの機会に老いと相続の問題について一緒に考えてみませんか？

今回の講師は弊社代表税理士 塩畠契之が務めます。

セミナー後に懇親会もご用意させていただいております。皆様のご参加を心よりお待ち申し上げております。

末広塾 開催のご案内

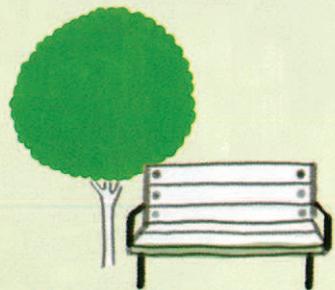
「ストレスに負けない“こころ”の健康セミナー」

今回の末広塾では臨床心理士の柳町公美先生をお招きし、「ストレスに負けない“こころ”的健康」をテーマに講演していただきます。

平成 26 年に労働安全衛生法が改正となり、従業員 50 名以上の会社を対象にストレスチェックの実施が義務付けられました。ストレス社会と言われる現代では、ストレスにより心を病んでしまい休職や失業を余儀なくされたという話をよく耳にします。

柳町先生には、臨床心理士として様々な人のカウンセリングを通して経験してきたリアルな体験談や、心理的精神疾患とはどのようなものなのか、周りや自分がそれに気付いた時にどのように行動すれば良いのか、経営者としての理想的な環境作りなどをお話しいただきます。

メンタルヘルスケアを通して心身ともに健康に過ごすための方法を学びましょう。



日 時 平成 28 年 9 月 14 日 (水曜日)
 場 所 中野サンプラザ 15 階 リーフルーム
 会 費 5,000 円
 受付開始 13:30 ~
 講 演 14:00 ~ 16:00

※セミナー後に懇親会も予定しております。



平成 28 年度 税制改正

今回は東京第一会計の顧問先の皆様に関わりのある改正点を中心に見ていただきたいと思います。

- ・成長志向の法人税改正等
- ・消費税率引上げに伴う低所得者への配慮としての軽減税率の導入
- ・少子化対策・教育再生や地方創生の推進等
- ・グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築
- ・震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる



す。

平成 24 年に内閣総理大臣に再就任した安倍晋三首相の経済政策「アベノミクス」も早いもので 4 年目に突入しています。昨年 9 月、安倍首相は「アベノミクスは第 2 ステージに移る」と宣言し、強い経済の実現を目指すと発表しました。

そのような中、平成 28 年度の税制改正は次のような視点で行われました。

- ・成長志向の法人税改正等
- ・消費税率引上げに伴う低所得者への配慮としての軽減税率の導入
- ・少子化対策・教育再生や地方創生の推進等
- ・グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築
- ・震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる

消費税率の引上げの再延期

消費税率については平成 29 年 4 月から消費税率 10 % に引上げられる予定でしたが、安倍首相は 6 月 1 日の記者会見において 2 年半の再延期を正式発表しました。

これにより消費税率 10 % への引上げは平成 31 年 10 月に再延期されることとなりました。

軽減税率制度の創設

平成 28 年度税制改正での消費税の最大の改正点は軽減税率制度の創設でしたが、消費税率の引上げの再延期に伴い、軽減税率の適用開始時期も延期されることとなりました。

軽減税率とは、低所得者層に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週 2 回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に導入されます。

※ 軽減税率対象品目の税率は 8 % となります。

消費税

法人税については、平成 27 年から「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方のもと、改革を推進しています。具体的な変更点を見ていきましょう。

税率の引下げ

法人税率を平成 28 年度には 23.4 % に引き下げます。
※ 平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用されます。

法人税

法人税率の推移			
開始事業年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～
普通法人 (資本金 1億円超 の会社)	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人 (資本金 1億円以下 の会社)	所得800万円超 23.9%	所得800万円超 23.4%	所得800万円超 23.2%

所得800万円まで
15%

所得800万円まで
15%

所得800万円まで
19%
(今後検討予定)

一方、課税ベースの拡大とはどのようなことが行われるのでしょうか。

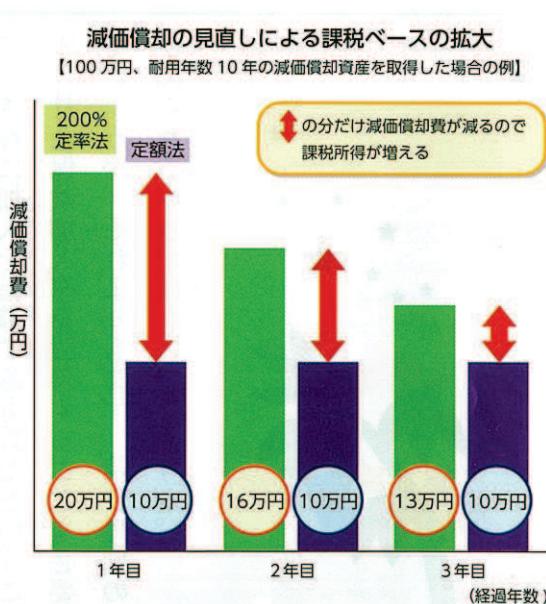
減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物付属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化されます。※平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等をする資産について適用されます。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物付属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

下図のように、減価償却資産を取得した場合に従来の定率法に変えて定額法を適用すると、減価償却費が減るため、課税所得が増えることになります。

欠損金繰越控除については、決算のときに欠損金がどれくらい残っているかなどを判断基準の一つとして考慮している方も多いではないでしょうか。



要件

- ① 特定健康診断（いわゆるメタボ健診）
 - ② 予防接種
 - ③ 定期健康診断（事業主健診）
 - ④ 健康診査
 - ⑤ がん検診
- ①～⑤のうち、いずれかを該当年に受診していること

OTC 医薬品の年間購入費用が 1 万 2 千円を超えた額（年間 10 万円が限度）が所得控除されます。

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までに購入した OTC 医薬品について適用されます。

これに伴い、会社の資料も過去 10 年分を保存することになります。

所得税

スイッチ OTC 薬控除

OTC 医薬品とは医師の処方による医薬品ではなくいわゆる市販薬のことです。用医薬品ではなくいわゆる市販薬のことです。が、次の要件を満たしている場合に所得控除の対象となります。これは従来の医療費控除との選択適用となります。これにより医療費による所得控除の適用が広がります。

クローズアップ ~建設業界の社会保険未加入問題~

Close-up

社会保険加入義務について

左記の一定の事業所については、法律により事業主や社員の意思に関係なく加入が義務付けられています。

- ① 法人の事業所は事業の種類を問わず、一人でも従業員がいれば強制加入となります。社長一人の会社の場合も含みます。
- ② 常時5人以上の従業員が働いている個人の事業所（ただし業種によつては強制適用事業所から除かれます）

平成24年の建設業法の改正により、建設業許可の更新の際、社会保険の加入状況の確認が行われるようになりました。これまで加入していなかった事業所は、実質的に加入しなければ、免許の更新が出来なくなってしまいます。

また、昨年の夏頃からは年金機構からの「通知書」が未加入事業者に届いています。建設現場でも変化が起こり始めており、「施工体制台帳」や「再下請負通知書」で社会保険等への加入状況を記載する欄が追加されていま

す。また、各団体が作成する作業員名簿にも、社会保険番号を記載する欄が追加されています。

基本的に元請業者は加入状況の確認管理をすることとなっているため、平成29年以降は社会保険未加入作業員を建設現場へ入場させない方針です。これから加入をする事業者は、現状の資金繰りに加え、社会保険の事業者負担分の支出を念頭に入れる必要が出てきます。

現在、社会保険未加入の事業者は、現状の資金繰りで精一杯のところも少なくありません。

今後は法人番号（マイナンバー）を活用して、さらに加入を指導する方針だということです。社会保険加入率を改善することも必要なのでしようが、それよりもまず、請負単価の改定が図られるべきではないでしょうか。

平成28年も早いもので半年が過ぎました。上半期は熊本・大分で大震災が起り、甚大な被害と多くの悲しみに襲われることとなりました。東日本大震災から5年が経ち、少しずつ復興が進んでいる矢先の出来事でした。

被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

さて、初夏の気配も近づいてきました。今年の夏は平成22年以来のラニーニャ現象により、猛暑になる見込みであると気象庁が発表しております。

脱水症や熱中症に対し、これまで以上に注意する必要が出てきそうです。ところで熱中症は外だけでなく部屋の中でも起こる危険があります。

水分とともに塩分も補給できるスポーツドリンク等の飲料をこまめに摂取できるよう、家中に常備したり出かける際に携行したりするよう心がけましょう。

編集後記

